

1. 地域における取り組み

(3) 条例による受動喫煙対策の推進

自治体における受動喫煙防止対策の推進において、受動喫煙防止条例の制定は実効性の高い方策であるといえる。全国に先駆けて受動喫煙防止条例を制定した神奈川県（2010年4月施行）と、兵庫県（2013年3月施行）を取り上げ、制定の経緯や条例の内容を紹介するとともに、今後の条例制定にあたっての検討点について述べる。

1. 条例制定の経緯

神奈川県では松沢成文前知事が条例制定にむけてリーダーシップをとり、2007年11月に「神奈川県公共的施設における禁煙条例検討委員会」が設置された。条例化にむけてタウンミーティングを9回にわたり実施したことで、受動喫煙を含む喫煙の健康影響やたばこ規制についての知事の認識がさらに高まった。条例の基本的考え方や骨子案は、検討委員会が常任委員会などを通して議会と意見調整をしながら作成し、最終的に県が条例素案をとりまとめた。

兵庫県では2004年の「兵庫県受動喫煙防止対策指針」策定後、さらに実効性のある対策を検討するため「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」が設置された。検討委員会は飲食店などへの現地調査を実施し、条例化にむけた報告書を作成した。報告書を受けて県が条例骨子案を作成したが、検討委員会はそのプロセスには関与しなかった。

2. 条例の内容

神奈川県では、学校、医療機関、官公庁施設、社会福祉施設、公共交通機関などの第1種施設では禁煙、飲食店や宿泊施設などの第2種施設では禁煙または分煙の措置を講じることと定めた。ただし、禁煙とした第1種施設においても喫煙所の設置が可能とし、規模の小さい飲食店や宿泊施設については条例第2種施設として規制を努力義務とした。

兵庫県では、とりわけ公共性の高い学校、医療機関、官公庁施設については、専ら従業員等の特定の者が出入りする区域も含めて、学校は敷地内禁煙、病院、官公庁施設は建物内禁煙を義務とした。これら以外の施設については公共的空間を原則禁煙としながら、暫定措置として区域分煙や時間分煙を認めた。ただし、小規模な飲食店や宿泊施設、風営法対象施設については表示をすれば全てを喫煙可とできること、風営法対象施設については規制を努力義務とした。

3. 今後の条例制定にあたって検討点

神奈川県では、検討委員会と議会とが意見交換をしながら条例内容の検討を進めたのに対して、兵庫県では検討委員会は条例案作成には関与しなかった。いずれの方式がよいのか単純に結論づけることは難しいが、検討委員会は条例の基本方針を取りまとめるにとどまらず、条例案の作成段階においても引き続き一定の関与をする体制を検討しておくことが必要と思われる。

検討委員会が理想的な条例案を作成しても、条例を審議するのは議会であり、議員の条例についての認識が低いと条例の内容は検討委員会が目指す内容とはかけ離れたものとなる。そのため、条例の検討段階から首長や議員に対して、条例制定の検討にあたって最低限必要な認識（受動喫煙防止のための法的規制の必要性や国際的な規制の状況など）を持つように働きかけを行うことが必要と思われる。

神奈川県ではとりわけ公共性の高い学校、病院、官公庁施設においても喫煙所の設置を可能とした結果、条例化により対策が後退する現象が観察された。このようにすでに実態として対策が進んでいる施設については、少なくとも建物内の全面禁煙を義務化することが重要である。

規制を検討する際、売り上げの落ち込みの心配から条例制定に反対する飲食店等のサービス産業をどう取り扱うかについて、十分検討しておく必要がある。諸外国の経験では法規制後に飲食店の売り上げは減少しないことが確認されている。わが国では、愛知県で全面禁煙とした店舗の立ち入り調査や大手ファミリーレストランにおいて全面禁煙化の影響を調べた研究でも売り上げが減少しないと報告されている。実行可能性の高い官公庁施設、医療機関、学校に限って建物内禁煙化（または敷地内禁煙化）をまず実現して、次に職場、さらに飲食店等のサービス産業へと段階的に進めるなど、道筋を考えながら法的規制の強化にむけた戦略を立てる必要がある。

表 1. 神奈川県と兵庫県の受動喫煙防止条例の比較

	神奈川県	兵庫県
名称	神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例	受動喫煙の防止等に関する条例
施行日	2009年3月公布 2010年4月施行	2012年3月公布 2013年4月施行
目的	受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止	受動喫煙を防止し、健康で快適な生活の維持
条例の概要	学校・医療機関・官公庁	禁煙 （喫煙所設置可）
	社会福祉施設、公共交通機関、運動施設、映画館、金融機関、百貨店等	禁煙 （喫煙所設置可）
	規模の大きい飲食店・宿泊施設等	禁煙または分煙
	規模の小さい飲食店・宿泊施設、風営法対象施設等	禁煙または分煙（努力義務） （*1）
罰則	義務を履行しない施設管理者:5万円以下の過料 喫煙禁止区域で喫煙:2万円以下の過料	命令に従わなかった施設管理者:30万円以下の罰金 受動喫煙防止区域内で喫煙:2万円以下の過料
見直し	施行後3年を経過することに見直し	施行後5年を経過した場合、およびその後3年を経過することに見直し
分煙設備への融資・助成	分煙設備資金の融資制度あり	分煙設備資金の助成事業ならびに融資制度あり

*1：調理・設備部分を除く床面積合計100㎡以下の飲食店、床面積合計700㎡以下の宿泊施設

*2：客室面積100㎡以下の飲食店、フロントロビーが100㎡以下の宿泊施設のフロントロビー部分

【取り組みに関する参考資料】

- ・中村正和：自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究. 厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究（主任研究者：大和浩）平成 24 年度総括・分担研究報告書. 2013.
- ・中村正和：自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究. 厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究（研究代表者：大和浩）平成 25 年度総括・分担研究報告書. 2014.

【コメント】

本事例は、罰則付きの受動喫煙防止条例を全国の地方自治体に先駆けて制定した神奈川県と兵庫県の事例である。この2県は、たばこ業界や飲食店業界等からの強い反対を受けながらも、飲食店や宿泊施設なども対象に含めた条例を実現した。条例の内容はわが国が批准している WHO のたばこ規制枠組条約で求められている内容と比べて不十分であるが、罰則付きの条例を制定した意義は大きい。条例制定を可能にした最大の要因として、知事の対策への十分な理解とリーダーシップがあげられる。また、これらの条例制定の経緯から、検討会のメンバー構成や役割、首長や議員への働きかけ、規制の対象と内容について、事前に十分検討・対策をしておくことが条例制定を可能にするポイントであることが伺える。

大阪がん循環器病予防センター 中村正和